

▶給付金一覧

給付種類		対象・給付金額		給付事由	添付書類等
20歳祝金		会員本人	5,000円	会員が満20歳になったとき	不要
結婚祝金		会員本人	20,000円	会員が入籍したとき（1回限り）	*婚姻届受理証明書、戸籍抄本のいずれか（写し可） *住所・同居家族が変わる場合は 会員個人届出内容変更届も提出（巻末様式13） *姓が変わり、会員証の再交付が必要な場合は 会員証再交付申込書も提出（巻末様式14）
出産祝金		会員または配偶者	10,000円	会員又は会員の配偶者が出産したとき（出生1人につき1件、双生児は2件となります）	不要
入学祝金		小学校	5,000円	会員の子供が小学校・中学校に入学したとき *4月1日付で会員資格がある方のみ請求できます。	不要
		中学校	5,000円		
勤続祝金		10年	5,000円	会員が事業所等の従業員となり、同一事業所に連続して勤務した期間が、左記の年数を経過したとき。	不要
		15年	10,000円		
		20年	10,000円		
		25年	10,000円		
		30年	10,000円		
		35年	10,000円		
		40年	10,000円		
水晶婚祝金		満15年	7,000円	会員が入籍してから満15年をむかえたとき（1回限り）	不要
銀婚祝金		満25年	15,000円	会員が入籍してから満25年をむかえたとき（1回限り）	不要
還暦祝金		会員本人	7,000円	会員が満60歳になったとき	不要
傷病見舞金	労働災害 10日以上	会員本人	5,000円	会員が労災により連続して10日以上欠勤したとき	*申請はそれぞれ年度内1回限り *下記のいずれかの証明書を添付（見込みは除く） ・出勤簿の写し（欠勤日数） ・医師の診断書の写し（療養日数）
	労働災害・疾病 30日以上	会員本人	10,000円	会員が労災または病気・ケガにより連続して30日以上欠勤したとき	*労災の場合は、労働基準監督署に提出する休業補償給付支給請求書の写しを添付 *欠勤・療養日数には事業所の公休日（土・日・祝日など）や有休も含まれます。
死亡弔慰金		会員	30,000円	会員本人の死亡	不要
		配偶者	15,000円	会員の配偶者の死亡	
		同居の一親等親族	10,000円	会員の同居する一親等以内の親族の死亡（妊娠4か月以上の死産も含まれます）	
住宅災害見舞金	火災等 (火災・落雷等)	損害の程度 50%以上	100,000円	火災等により会員の居住する住宅または住宅に収容する家財に被害があった場合	*被害状況の調査が必要になりますのでコピーまでご連絡をお願いします。 *罹災証明書、その他必要書類を後日、ご提出いただけます。
		50%未満 30%以上	70,000円		
		30%未満 20%以上	50,000円		
		20%未満	20,000円		
	自然災害 (床上浸水除く)	損害の程度 70%以上	30,000円	自然災害により会員の居住する住宅に被害があった場合	
		70%未満 20%以上	15,000円		
		20%未満	3,000円		
自然災害 (床上浸水)	一律	6,000円			

※請求内容に不明等がある場合、コピーが指定する書類を別途ご用意いただく場合があります。
(例：登録データの相違や、家族状況など)